

補助金チェックシート

(1)

①補助金名称		大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金								課内No.	3
事務事業名		住宅・建築物耐震改修等				担当所属名	営繕課				
②事業期間		始期	平成26	～	終期	継続					
③補助金の分類【選択】		①個人補助				④性質【選択】		⑥国補助・府補助			
⑤予算科目		会計	01	款	02	項	01	目	10	細目	019
⑥根拠法令・規程		長岡京市大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付要綱									
⑦必須業務の有無【選択】		有	内容		建築物の耐震改修の促進に関する法律						
⑧補助金開始前の状況 (市民ニーズ・地域課題・社会情勢)		平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、日本各地で大地震発生の危険性があり、市民の生命や財産が奪われる危険性があります。特に昭和56年5月31日以前に建築された、旧耐震基準の建築物については倒壊の恐れがあるので、耐震診断に対して補助を行うことにより建築物の耐震化を促進します。									
⑨補助金開始後の変化 (市民ニーズ・地域課題・社会情勢)		大規模建築物耐震化緊急支援事業については、平成27年末に診断結果を公表する義務が位置づけられていることから、対象となる建築物の安全性が確認できます。									
⑩補助金の目的		昭和56年5月31日以前に建築された、要緊急安全確認大規模建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)附則第3条第1項に規定する建築物)の耐震診断に補助を行うことにより、建築物の耐震化をはかり住民の生命と財産の安全を図ります。									
⑪補助金の内容	対象者・団体等	要緊急安全確認大規模建築物所有者									
	対象者・団体等が補助金で行う活動	耐震診断を行い建築物の耐震性を確認します。									
⑫補助金の成果 (誰にどのような成果があるか)		耐震診断により建築物の耐震性を確認し、耐震補強の必要性に応じて対応されます。									
金額(円)／年度		25年度決算		26年度決算		27年度予算					
⑬財源内訳	国庫補助金	0		3,766,000		7,363,000					
	府補助金	0		1,883,000		3,681,000					
	その他補助金	0		0		0					
	一般財源	0		1,884,000		3,682,000					
	合計	0		7,533,000		14,726,000					
	前年度比(今年度－前年度)	—		7,533,000		7,193,000					
業⑭の団 財体 務又 内は 容事	(団体運営補助の場合)団体の決算・予算 (事業補助の場合)事業の決算・予算	0		0		0					
	繰越金	0		0		0					
	市の補助金の割合	#DIV/0! %		#DIV/0! %		#DIV/0! %					

補助金チェックシート

(2)

補助金名称(再掲)		大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金		担当所属名(再掲)	営繕課	課内No.	3
視点	点検チェックポイント			チェック・記述欄			
⑮ 必要性	市民ニーズや社会情勢の対応として、補助金目的が補助金の開始時点と比べて希薄化していない						
	市において目的が類似した補助金がない			はい	-		
	補助金で行われる活動に対して、市が関与する必要がある						
	市が補助金支出という手段で対象者・団体等に関与する妥当性がある						
	法令、計画、通達などにより市の補助金の支出が定められている			はい	国の「社会資本整備総合交付金要綱」に定められている。		
	市民の必要最低限度の生活の維持に関して、必要不可欠な補助金である						
	市が補助金を支出しなかった場合、多大なマイナスの影響がある			はい	大規模建築物の耐震診断が行われにくくなる。		
⑯ 優先性	補助金の目的・内容・実施時期に緊急性が認められる			はい	平成27年末までに診断を実施しなければならない		
	補助金の支出により第3次総合計画第3期基本計画の重点テーマのいずれかを具体化させることができる			はい	「安心・安全のまちづくり」に寄与している。		
	補助金の支出により自治体間でのサービス内容に差がつけられたり、地域の魅力が増すことができる。			はい	府の要綱に基づいている。		
	施策として遅れており、弱点を補完する補助金である						
	住民の参画または主体的な活動を促進する目的がある						
	市民ニーズや社会情勢の多様化に対応するため、補助金の対象や内容について見直しを行っている						
⑰ 公平性	わかりやすい情報発信を行っている			はい	対象となる建築物の所有者に情報を出している。		
	補助金対象団体の会計担当者の押印ある決算報告書並びに第三者の会計監査を受けた書類等の作成、提出がなされている(※個人補助はチェックしなくてよい)						
	公募制度を導入している						
	補助事業者や団体において、適切な受益者負担を徴収している						
	多くの住民、広い地域に還元する活動や事業である(※人口でおおよそ10%、地域で小学校校区程度)						
⑱ 効率性	過去3年以内に補助金の内容・補助額等を見直した						
	事業または団体に対する補助割合が半分以下であり、零細補助でない(※零細補助とは、5万円以下の補助)						
	具体的に説明できる費用対効果がある						
	補助金としての期限、終期を設定している						
⑲近隣市町の状況【選択】	一部の市町が実施	他市町の事例	国・府の制度要綱に基づいて行っているが、まだ市町村によっては未設定があります。				
⑳26年度の取り組み(昨年度)	対象となる建築物の所有者と連絡をとり、大規模店舗1棟の耐震診断を実施しました。						
21)27年度の取り組み(今年度)	対象となる建築物の所有者と連絡をとり、耐震診断実施に向け調整を行っていきます。						
22)28年度の取り組み(来年度)	耐震診断結果が悪かった建物について改修工事を行うこととなった場合、改修補助の要綱作成を行っていく。						
23)今後の方向性【選択】	現状維持	今後の取り組み	平成27年度12月末に耐震診断の義務化により診断結果が公表されることにより、診断結果が悪かった建築物の所有者に対し、今後の補助制度について説明を行っていくとともに、改修費の補助要綱を作成していきます。				
24)その他特記事項(留意事項など)	平成26年4月に大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付要綱を作成。						